東海市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度のポスターを配布します

~宣誓制度に関するポスターを初めて作成しました~

東海市では、「東海市男女共同参画基本計画」を策定し、性別に関わらずそれぞれ の個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しています。

その一環として導入している「東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について、初めて作成したポスターを御希望の方に配布すると共に、市内公共施設にチラシと合わせて掲示します。

■配布開始日

令和6年(2024年)6月5日(水)から(平日午前9時から午後5時まで)

■配布場所

東海市役所 1 階 市民協働課

■対象者

制度の趣旨に賛同する市内在住・在勤・在学の方及び市内事業所

■配布数

先着30人

■制度の沿革

●令和5年(2023年)4月

パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、その宣誓を市が証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入

●令和6年(2024年)4月

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とし、パートナーシップ及び、 パートナーシップにある方のほかに、三親等内の近親者も希望する場合は、宣誓証 明書等に名前を記載できるように制度を拡大

■ポスター(A2サイズ)

別添の1ページ目のとおり。(2ページ目は同時作成のチラシ(A4サイズ)の裏面)

総務部市民協働課

問合せ

担当:岩間(いわま)・山田(やまだ)

052-603-2211、0562-33-1111 (内線 1 5 3)

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

TOKAI CITY PARTNERSHIP FAMILYSHIP

東海市では、「東海市男女共同参画基本計画」を策定し、性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しています。

令和6年4月から、「パートナーシップ宣誓制度」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とし、パートナーシップ及び、パートナーシップにある方のほかに、三親等内の近親者も希望する場合は、宣誓証明書等に名前を記載できるように制度の対象となる方を拡大しました。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々をはじめ様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさの軽減を図るとともに、市民や事業者に本制度に対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら、共生できる社会の実現を目指すものです。

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、市が「宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」を交付する制度で、二人(一方又は双方)の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。宣誓証明書等の提示により利用できる行政サービスもあります。また、性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法及び戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方(事実婚を含む)も対象となります。

※利用できる行政サービスについては市のホームページをご覧ください。

= パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度にかかる自治体間連携について =

東海市では、この制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、18の自治体(令和6年3月1日現在)と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結し、その手続きを簡略化します。制度を利用されている方が転入・転出する場合、通常は転出元の自治体への宣誓証明書等の返還等の手続きを行い、あらためて必要書類等を揃え、転入先の自治体で宣誓を行う必要がありますが、自治体間連携の開始により、協定を締結している自治体に転入する場合は、転入先の自治体への手続きのみ行い、転出元の自治体への手続きは不要となります。加えて、転入先での手続きの一部を省略できるようになります。(省略できる手続きについては自治体によって異なります。また、一部自治体では省略できない場合があります。詳しくは、転入先の自治体へ確認をしてください。)
※自治体間連携をしている自治体については市のホームページをご覧ください。

市民・事業者のみなさまへ

市ホームページはこちらから





宣誓をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をするには、 二人が次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 双方が成年に達していること。(満18歳以上)
- (2) 双方が東海市民又は一方が東海市民、他方が3か月以内に東海市に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 民法の規定により婚姻できない関係(近親者)でないこと。 ただし、ともに宣誓しようとする者同士がパートナーシップ に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該 関係に該当する場合を除く。





宣誓手続きの流れ



必要書類

予約した日時に下記の必要書類を持参のうえ、 お二人で東海市役所にお越しいただき、 宣誓書兼確認書を提出していただきます。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたもの)
- (3) 本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- (4) 通称を使用する場合、日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類2種(各種郵便物・ハガキ等)
- (5) ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日の記載を希望するときは、「パートナーシップの方との関係を証明できる戸籍謄本又は戸籍抄本」
- (6) ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日の記載を希望する15歳以上の近親者等に限り「近親者等の記載に関する同意書」

宣誓日の事前予約

宣誓希望日の7日前(土日祝日及び年末 年始を除く。)までに、電話またはメールで 予約をしてください。

パートナーシップ・ 、ファミリーシップ 宣誓

予約した日時に、必要書類を持参のうえ、お二人 そろって東海市役所にお越しください。



宣誓証明書等 の交付

宣誓の日から約1週間後に宣誓記明書等を交付します。本人確認書類を持参の上お越しください。



宣誓証明カード

表面▶



裏面▶

【証明カードの提示を受けられた方へ》
この証明カードは、お互いを人生のパートナーや家族として、協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人が宣誓されたことを東海市が証明するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、証明カードの提示を受けられた方は、この内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

子を始めとした 様(年 月 日生) 近親者等 様(年 月 日生)



予約・問い合わせ先 東海市総務部市民協働課

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地 TEL:052(603)2211·0562(33)1111

E-mail: chiiki@city.tokai.lg.jp

